

(規 127～128)

誤乗、誤購入

営 業 規 則

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 3 節 旅客の特殊取扱い

第 6 款 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第 127 条 旅客（定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く）が、乗車券に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをします。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しません。

3 第 1 項の無賃送還中は、途中下車の取扱いをしません。

4 旅客が無賃送還中途中駅に下車した場合は、誤って乗車した区間及び既に無賃送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受します。

(乗車券の誤購入の場合の取り扱い)

第 128 条 旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由がやむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをします。

2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをします。